

【安全保障委員会】

○防衛省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更を行うとともに、地方防衛局の所掌事務に国際協力に関する事務を追加するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 自衛官の定数を改めること。
- 二 防衛装備品及び役務の調達に係る品質管理業務を日米相互に無償で提供し合う米国国防省との枠組みに基づき行う業務を実施するため、地方防衛局の所掌事務に国際協力に関することを追加すること。
- 三 この法律は、令和6年3月31日までの間において政令で定める日から施行すること。ただし、二は、公布の日から施行すること。

○防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、我が国を含む国際社会の安全保障環境の複雑化及び装備品等の高度化に伴い、装備品等の適確な調達を行うためには、装備品製造等事業者の装備品等の開発及び生産のための基盤を強化することが一層重要となっていることに鑑み、装備品製造等事業者に対する所要の措置等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 防衛大臣が指定する自衛隊の任務遂行に不可欠な装備品等（以下「指定装備品等」という。）の安定的な製造等の確保のため、供給網の強靱化、製造工程の効率化、サイバーセキュリティの強化又は事業承継等のいずれかに係る取組を行おうとする装備品製造等事業者が、当該取組に関する計画を作成し、防衛大臣の認定を受けた場合は、政府は、当該事業者に対し、その取組が着実に実施されるよう、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 二 防衛大臣は、装備品製造等事業者に対し、必要な限度において、指定装備品等の製造等及びその製造等に必要な原材料等の調達又は輸入に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができること。
- 三 二により報告又は資料の提出の求めを受けた装備品製造等事業者は、その求めに応じるよう努めなければならないこと。
- 四 外国政府に対する装備移転が見込まれる場合において、防衛大臣の求めに応じて移転対象物品の仕様等の調整を行おうとする装備品製造等事業者が、

当該装備品等の仕様等の調整に関する計画を作成し、防衛大臣の認定を受けた場合は、防衛大臣の指定を受けた指定装備移転支援法人は、当該事業者に対し、装備品等の仕様等の調整を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

五 株式会社日本政策金融公庫は、装備品製造等事業者による指定装備品等の製造等又は装備移転が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をすること。

六 防衛大臣は、防衛省と装備品等の研究開発等又は自衛隊の使用する施設の整備に係る契約を締結した事業者（以下「契約事業者」という。）に対し、当該契約を履行させるため、装備品等又は自衛隊の使用する施設に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の防衛上支障を与えるおそれがあるため特に秘匿する必要があるものを取り扱わせる必要があると認めたときは、これを装備品等秘密に指定した上で、当該契約事業者に提供することができること。

七 防衛大臣は、装備品製造等事業者に対する一、四及び五による措置では防衛省による指定装備品等の適確な調達を図ることができないと認める場合には、当該指定装備品等の製造等を行うことができる施設等を取得することができるものとし、一定の装備品製造等事業者に対し、その管理を委託すること。

八 罰則について所要の規定を設けること。

九 この法律は、一部の規定を除き、令和5年10月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 本法において実施される装備品製造等事業者への財政上の措置や基金による助成金の交付が装備品等の開発及び生産のための基盤の強化の入り口に過ぎないとの認識の下、我が国の防衛産業が自律的な産業へと発展し、国際的競争力を備えたものとなるため、防衛装備品の開発及び生産の基盤を抜本的に強化するための戦略を明示することが必要であることから、本法に基づき、しっかりとした基本方針を定めた上で、施策を実施すること。

二 基本方針の策定に当たっては、生産・使用実績、実現可能性、我が国の外交・安全保障戦略を総合的に勘案し、重点的に強化を図る分野を明示すること。

三 海外からの輸入ではなく、国内での開発又は調達を優先する場合の判断基

準の基本的な考え方を基本方針において明示すること。

- 四 防衛産業への新たな企業の参入及び既存の防衛関係企業の防衛分野における積極的な事業活動の推進を促すため、防衛産業に対する企業の忌避感を低減させるための施策を講ずること。
- 五 防衛装備品に活用する先端技術を発掘・開発するため、既存の防衛関係企業を中心とした閉鎖的な旧来の研究開発体制を見直し、先端技術や優れた民生技術を研究している多様な企業が参入しやすい環境を整備するよう努めること。
- 六 国内の防衛関連企業の撤退が相次いでいる状況に鑑み、長期的に企業の高コスト体質と国際的競争力低下を助長するとされる原価計算方式について、その改善を行うなど、防衛産業を産業として機能させるための改革を検討すること。
- 七 防衛関連企業において防衛装備品の製造に係る事業計画が立てられないなどの負担を強いられている実情に鑑み、主要な防衛装備品については調達開始までに将来の調達予定数量を可能な限り明確にするとともに、できるだけ短期間の連続した年度で調達を完了するよう計画を定め、かつ、その確実な達成に努めること。
- 八 防衛産業の国際競争力の強化及び防衛省における防衛装備品の調達の効率化・安定化の観点から、我が国の防衛産業基盤の強化策の在り方について、企業の事業連携及び部門統合等も含め、継続的に防衛関連企業との意見交換を緊密に実施すること。
- 九 指定装備品製造施設等の取得及び管理の委託については、防衛産業の活性化が図られるよう、法律に定められた目的の範囲内で、国が所有する施設等を有望な企業が使用し、先端的装備品の開発もすることができるよう配慮すること。
- 十 装備品の海外移転に際しては、我が国ならではの安心・安全の確保のための技術が平和と安定の維持に寄与するための移転とすること。
- 十一 防衛装備移転は、政府が主導し、官民連携の下に推進することが重要であることに鑑み、外部の専門的知識を有する者によって構成される会議を設置し、その助言等を受けることを検討すること。また、防衛装備移転の案件を形成する過程においては、優先的に移転を推進する品目を政府主導で選定することを検討すること。
- 十二 防衛装備移転に当たり、案件の形成過程が効果的・効率的に進められる

- よう、外国に所在する在外公館その他の政府機関において、装備移転の推進に係る業務に必要な能力の強化が図られるための必要な措置を講ずること。
- 十三 防衛装備移転の交渉に当たり、民間の事業者のみでは困難な相手国政府との政治的課題等に対しては、政府、官民一体となって戦略的に交渉・調整を行うこと。
- 十四 本法に基づく装備移転仕様等調整に係る助成金制度の対象とならない場合においても、状況に応じて事業者に対する助成を行うことができるよう、その仕組みの創設と必要な予算措置について検討を行うこと。
- 十五 防衛装備移転の円滑化措置の実施結果については、透明性確保の観点から、品目、件数、仕様等調整に要する費用の規模について相手国との関係が許す限り公表すること。
- 十六 本法に基づく調査や財政上の措置については、民生品の技術と共有する部分も多いことから、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならないことについて一層配慮すること。
- 十七 本法に定める装備品等秘密の保護に関する措置については、事業者に対し十分な説明を行うとともに、イノベーションの意欲をそぐことのないよう関係者の意見を聴いて、慎重にその理解を得るようにすること。
- 十八 本法の施行後2年以内に、法律の施行状況や課題について国会に報告するよう努めること。

○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案（内閣提出第33号）要旨

本案は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「協定」という。）の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 オーストラリア軍隊が運行する公用車両について、道路運送法及び道路運送車両法の適用除外に係る規定を整備すること。
- 二 日本の当局により逮捕されたオーストラリア軍隊の構成員等のオーストラ

リア軍隊への引渡し、オーストラリア軍隊によって逮捕された者の受領及びオーストラリア軍隊の財産の差押え、捜索等に係る所要の規定を整備すること。

三 オーストラリア軍隊の構成員等が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員がその職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、日本国が損害賠償の責任を負うものとする。

四 特殊海事損害を被った日本国民又は日本国法人から、その損害についてオーストラリアに対して行う賠償の請求のあつせんの申請があつたときは、防衛大臣は、当該申請に係る請求のあつせんを行わなければならないものとする。また、政府は、右のあつせんにより、その請求の解決を得られない者が、オーストラリアの裁判所に訴訟を提起するときは、その者に対し、訴訟に関する必要な援助を行うことができるものとする。

五 この法律は、協定の効力発生の日から施行すること。

○日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出第34号）要旨

本案は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「協定」という。）の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 英国軍隊が運行する公用車両について、道路運送法及び道路運送車両法の適用除外に係る規定を整備すること。

二 日本の当局により逮捕された英国軍隊の構成員等の英国軍隊への引渡し、英国軍隊によって逮捕された者の受領及び英国軍隊の財産の差押え、捜索等に係る所要の規定を整備すること。

三 英国軍隊の構成員等が、その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員がその職務を行うについて違法に他

人に損害を加えた場合の例により、日本国が損害賠償の責任を負うものとする
ること。

四 特殊海事損害を被った日本国民又は日本国法人から、その損害について英国
に対して行う賠償の請求のあっせんの申請があったときは、防衛大臣は、
当該申請に係る請求のあっせんを行わなければならないものとする。また、
政府は、右のあっせんにより、その請求の解決を得られない者が、英国
の裁判所に訴訟を提起するときは、その者に対し、訴訟に関する必要な援助
を行うことができるものとする。

五 この法律は、協定の効力発生の日から施行すること。